

奈良県公報

目次

ページ

国民健康保険組合の規約の変更認可	一	右同	二
奈良県青少年の健全育成に関する条例に基づく青少年に有害な図書類の指定	一	換地計画の適否決定 急傾斜地崩壊危険区域の指定	三
土地改良事業計画の適否決定	一	平成十六年度改良普及員資格試験の合格者	三

告示

奈良県告示第二百七十一号
 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第二十七条第二項の規定により奈良県歯科医師国民健康保険組合の規約の変更を認可したので、国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第七条第二項の規定により告示する。
 平成十六年八月二十四日

奈良県知事 柿本善也

- 一 変更を認可した事項
組合の地区
- 二 変更の内容
次の区域を追加する
大阪府高槻市

三 認可年月日

平成十六年八月十七日

奈良県告示第二百七十二号

奈良県青少年の健全育成に関する条例（昭和五十一年十二月奈良県条例第十三号）第二十一条第一項の規定により、青少年に有害な図書類として次のものを指定する。
 平成十六年八月二十四日

奈良県知事 柿本善也

指定番号	図書類の種類	図書類の名称	発行年月日	発行所等	指定理由
一	雑誌	エルティーンSpecial VOL. 64	平成十六年九月十日	株式会社近代映画社	青少年の性的感情を刺激し、青少年の粗暴性若しくは残虐性を助長し、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

奈良県告示第二百七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、平成十六年八月十六日次の表の上欄の者の協議に係る土地改良事業計画は、適当と決定した。
 なお、土地改良法第八条第六項の規定により、土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供する。

<p>天理市長</p>		<p>協議者</p>		<p>事業計画</p>		<p>縦覧期間及び場所</p>	
<p>水と農地活用促進事業</p>		<p>縦覧期間及び場所</p>		<p>平成十六年八月二十五日から同年九月十三日まで</p>		<p>天理市役所</p>	
<p>平成十六年八月二十五日から同年九月十三日まで</p>		<p>天理市役所</p>		<p>水と農地活用促進事業 (ほ場整備) 山田地区</p>		<p>平成十六年八月二十五日から同年九月十三日まで 天理市役所</p>	
<p>天理市長</p>		<p>協議者</p>		<p>事業計画</p>		<p>縦覧期間及び場所</p>	
<p>水と農地活用促進事業</p>		<p>縦覧期間及び場所</p>		<p>平成十六年八月二十五日から同年九月十三日まで</p>		<p>天理市役所</p>	
<p>平成十六年八月二十五日から同年九月十三日まで</p>		<p>天理市役所</p>		<p>水と農地活用促進事業 (ため池整備) 秋吉池地区</p>		<p>平成十六年八月二十五日から同年九月十三日まで 天理市役所</p>	
<p>平成十六年八月二十五日から同年九月十三日まで</p>		<p>天理市役所</p>		<p>水と農地活用促進事業 (農道整備) 藤森2地区</p>		<p>平成十六年八月二十五日から同年九月十三日まで 天理市役所</p>	
<p>平成十六年八月二十五日から同年九月十三日まで</p>		<p>天理市役所</p>		<p>水と農地活用促進事業 (農道整備) 大和高田市役所</p>		<p>平成十六年八月二十五日から同年九月十三日まで 大和高田市役所</p>	
<p>平成十六年八月二十五日から同年九月十三日まで</p>		<p>天理市役所</p>		<p>水と農地活用促進事業 (用排水路整備) 備前地区</p>		<p>平成十六年八月二十五日から同年九月十三日まで 天理市役所</p>	
<p>平成十六年八月二十五日から同年九月十三日まで</p>		<p>天理市役所</p>		<p>水と農地活用促進事業 (用排水路整備) 福住上入田地区</p>		<p>平成十六年八月二十五日から同年九月十三日まで 天理市役所</p>	
<p>平成十六年八月二十五日から同年九月十三日まで</p>		<p>天理市役所</p>		<p>水と農地活用促進事業 (用排水路整備) 森本地区</p>		<p>平成十六年八月二十五日から同年九月十三日まで 天理市役所</p>	
<p>平成十六年八月二十五日から同年九月十三日まで</p>		<p>天理市役所</p>		<p>水と農地活用促進事業 (用排水路整備) 中之庄地区</p>		<p>平成十六年八月二十五日から同年九月十三日まで 天理市役所</p>	
<p>平成十六年八月二十五日から同年九月十三日まで</p>		<p>天理市役所</p>		<p>水と農地活用促進事業 (農道整備) 平等坊地区</p>		<p>平成十六年八月二十五日から同年九月十三日まで 天理市役所</p>	

平成十六年八月二十四日

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第二百七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、平成十六年八月十七日次の表の上欄の者の協議に係る土地改良事業計画は、適当と決定した。

なお、土地改良法第八条第六項の規定により、土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十六年八月二十四日

奈良県知事 柿本善也

天理市長 南 佳策	水と農地活用促進事業 (ため池等整備) 菱池地区	平成十六年八月二十五日から同年 九月十三日まで 天理市役所
--------------	--------------------------------	-------------------------------------

奈良県告示第二百七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、次の表の上欄の者の申請に係る換地計画は、平成十六年八月十七日適当と決定した。

なお、土地改良法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十六年八月二十四日

奈良県知事 柿本善也

申請者 室生村長 奥本 昇	換地計画 基盤整備促進事業 小原地区	縦覧期間及び場所 平成十六年八月二十五日から同年 九月十三日まで 室生村役場
---------------------	--------------------------	---

奈良県告示第二百七十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成十六年八月二十四日

奈良県知事 柿本善也

- 一 区域の名称
下市（ヌ）地区急傾斜地崩壊危険区域
- 二 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた区域

所在地及び標柱番号

吉野郡下市町大字下市一八一九番 一号、十二号及び十三号

〃 一八一六番 二号及び三号

〃 二二一四番二 四号

〃 二二二四番 五号

〃 一八〇七番一 六号

〃 一八一〇番 七号

〃 一八二五番三 八号

〃 一八三三番 九号

〃 一八三二番四 十号

〃 一八一八番一 十一号

公 告

平成十六年度改良普及員資格試験の合格者は、次のとおりです。

平成十六年八月二十四日

奈良県知事 柿本善也

受験番号	氏名	受験番号	氏名
一	石橋 幹広	二	遠藤 徹
四	佐藤 光央	五	佐藤 友香
六	榛村 享委	七	鈴木 喜也
八	田村 大悟	九	筒井 牧人

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

五六	五〇	四八	四五	四三	四一	三七	三五	三三	二七	二五	二三	一九	一〇
笹井 陽子	山口 裕輔	峯 圭司	谷川 哲朗	箕作 和彦	柿本 直美	長野 伸悟	塗田 郁絵	大谷 佳子	伊藤 佳代	鈴木美沙紀	栗本 哲尚	伊藤 聡子	東 芳彦
	五三	四九	四六	四四	四二	三八	三六	三四	三二	二六	二三	二二	一一
	山本 尚明	長谷川正文	相奈良賢治	千葉 朋子	齋藤英里奈	渡辺 准己	小谷 泰之	東 沙智子	福田 健一	新實 翔	柴田 文子	尾崎 文彦	本多 弘隆

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二―三二一―一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九―一八
電話 〇七四二―三五―七三二代

本誌は再生紙を使用しています。